

移動等円滑化取組計画書

令和3年 6月 28日

住 所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

事業者名 横浜市交通局

代表者名 横浜市交通事業管理者
三村 庄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設の整備に関する事項

横浜市交通局では、全駅で可動式ホーム柵を設置しており、また移動円滑化ルートを1ルート以上整備しているが、新たに、上大岡駅に他鉄道との乗換導線上にエレベーターを設置し、2ルート目の整備を進める。また、ブルーラインは、開業から50年近く経過していることから、計画的な施設や設備の更新を行っており、新横浜駅、上大岡駅においては大規模改良工事を進め、バリアフリーを向上させる。

(2) 保有する車両の整備に関する事項

保有する全車両は、車いすスペースや案内表示装置等の対象設備において、移動円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令）を満たした構造となっている。しかしながら、案内表示装置等において、移動円滑化整備ガイドライン上の望ましい整備内容に合致していない部分があるため、一部車両において当該装置の更新等を実施する。

(3) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

旅客支援等のため、駅係員は講義や実技などのバリアフリーに関する研修を受講する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅の大規模改良工事	・ バリアフリー整備を含めた駅の大規模改良工事を進める。 関内駅 (2020 年度完了)、阪東橋駅 (2021 年度完了予定)、新横浜駅 (2022 年度完了予定)、上大岡駅 (2023 年度完了予定)
トイレの改良	・ 大規模改良工事においてトイレをリニューアルする。 新横浜駅 (2020 年度完了)、上大岡駅 (2022 年度完了予定)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修の実施	スロープ板の取り扱いや介助に関する実技を、バリアフリーに関する研修において習得する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助及び啓発の実施	・ 乗降時に係員による介助を行う。 ･ 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンに参加し、お困りのお客様に対して職員だけでなく、お客様にも助け合いのお声かけにご協力をお願いする。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅構内案内設備の設置	・ 点字および音声で駅構内の案内ができる設備 (音声案内付触知案内板) を順次設置する。
トイレ案内設備の設置	・ 点字および音声でトイレの構造の案内ができる設備 (音声案内付触知案内板) を順次設置する。
エスカレーターへの音声案内装置の設置	・ エスカレーターに行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を順次設置する。
車内案内表示装置の更新	・ 車内案内表示装置を L E Dスクロール式表示器から L C D表示器に変更し、次駅案内のほか駅施設情報や運行情報等をお客

	様にお伝えできるようする。令和3年度までに一部車両を除き改良を行う。
--	------------------------------------

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の実施	サービス介助士を講師とした教育訓練を、駅係員を対象に実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報及び啓発活動の実施	国が実施するキャンペーンに参加するとともに、他事業者と連携しながら、駅構内のポスター掲出や放送等を通じて利用者への広報・啓発を図る。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

V 計画書の公表方法

交通局ホームページで公表

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。